

松山市節水シャワーヘッド購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、節水型都市づくりの一環として、節水効果の拡大及び節水意識の高揚を図るため、節水効果の高い浴室用シャワーヘッドの購入及び交換をした者に対し、購入に係る費用の一部を、予算の範囲内で節水シャワーヘッド購入助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 節水シャワーヘッド 浴室用のシャワーヘッドで、おおむね30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下になることが明示されているものをいう。
- (2) 節湯水栓 シングルレバー式の湯水混合水栓、ミキシング式の湯水混合水栓及びサーモスタット式の湯水混合水栓のうち、手元止水機構、小流量吐水機構又は手元止水機構及び小流量吐水機構の複合であるものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（法人を除く。）
- (2) 次号ア及びイに掲げる機器について、市が行っている他の制度による助成を受けていない者
- (3) 市長が別に定める期間に次のいずれかの機器の購入及び交換を行った者
 - ア 節水シャワーヘッド（当該シャワーヘッドに附属するホースを含む。）
 - イ 節湯水栓（シャワーヘッドを含む水栓交換（おおむね30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下になるものに限る。）を行う場合であって、市内に住所を有する個人事業者又は市内に事業所を有する法人で、給水装置工事の事業又はリフォームの事業を営む施工業者が工事を実施した場合に限る。）

(4) 住宅等を借りている場合は、所有者の承諾を得られる者

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は、助成対象者となることができない。

（助成金額等）

第4条 助成金の額は、3,000円又は前条第1項第3号に規定する機器の費用の2分の1の額のいずれか低い額とし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（助成金の交付回数）

第5条 助成金の交付は、同一の世帯につき1年度1回限りとする。

（助成金の交付申請及び請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書（請求書）（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 節水シャワーヘッド又は節湯水栓の購入を証する書類
- (2) 節水シャワーヘッド又は節湯水栓が助成の基準を満たしていることが分かる資料
- (3) 購入した節水シャワーヘッド又は節湯水栓の設置状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、その旨を節水シャワーヘッド購入助成金交付決定通知書（様式第2号）又は節水シャワーヘッド購入助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 規則第12条第1項各号に該当するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、節水シャワーヘッド購入助成金交付取消通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、やむを得ない事情があると認める場合を除き、節水シャワーヘッド購入助成金返還請求通知書（様式第5号）により助成決定者に期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（調査等）

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲内において、書類の提出若しくは報告を求め、又は調査をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。